

申請要件

申請を希望する企業（個人事業主を含む。）は、下記の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 都内で事業を営んでいること。
- (2) 常時雇用する労働者の数が300人以下の企業又は一般社団法人、一般財団法人等であること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
- (4) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団に該当しないこと並びに法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員が、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者に該当するものではないこと。
- (5) 働きやすい職場環境づくり推進取組計画を策定し、取り組む予定があること。

▶その他詳細は「TOKYO はたらくネット」をご確認ください。

申請方法（オンライン／郵送）

オンライン申請

「LoGoフォーム」から申請いただけます。
事前に「LoGoフォーム」にてアカウントの作成を行う必要があります。

詳細は、東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYO はたらくネット」をご覧ください。
<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/koyoukankyo/senmonka-haken/>



郵送申請・お問合せ先

事務所	住所	電話番号	管轄地域
労働相談情報センター（飯田橋）	〒102-0072 千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 9階	03 (5211) 2248	千代田区、中央区、新宿区、渋谷区、中野区、杉並区、島しょ
大崎	〒141-0032 品川区大崎 1-11-1 ゲートシティ大崎 ウエストタワー 2階	03 (3495) 4872	港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区
池袋	〒170-0013 豊島区東池袋 4-23-9	03 (5954) 6505	文京区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区
亀戸	〒136-0071 江東区亀戸 2-19-1 カメラプラザ 7階	03 (3682) 6321	台東区、墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区
多摩	〒190-0023 立川市柴崎町 3-9-2 6階	042 (595) 8790	多摩地域の市町村全域 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡

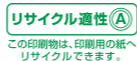


※詳細は、東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYO はたらくネット」
(<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/koyoukankyo/senmonka-haken/>) をご覧ください。



東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適正と能力に基づく公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様のご理解とご協力をお願いしています。
詳細は、<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/> をご覧ください。

2024.3



令和6年度

東京都働きやすい職場環境づくり推進専門家派遣

「専門家派遣」を希望する 企業を募集します



無料

お悩みを専門家にご相談ください！

東京都では職場環境の整備について、専門家（社会保険労務士・中小企業診断士）を無料で派遣します！！

相談できるメニュー

取組メニュー	実施回数
※複数の取組メニューを選択することができます	
メニュー1 働きやすい職場環境づくりに関すること 次のア～キの項目から選択（複数選択可） ア) 育児と仕事の両立推進に関すること イ) 介護と仕事の両立推進に関すること ウ) 病気治療と仕事の両立推進に関すること エ) 非正規労働者の雇用環境の改善に関すること オ) 働き方・休み方の改善に関すること カ) ハラスメントの防止対策に関すること キ) その他雇用環境整備の推進に関すること	最大 5回
メニュー2 スキルアップ・ライフプランニングの支援制度に関すること ※原則、育児等を行う社員が対象に含まれていることが要件です。	最大 5回
メニュー3 賃金制度・賃上げに関すること NEW	最大 5回
メニュー4 フリーランスの就業環境の整備に関すること NEW ※フリーランスの方からの相談は受け付けておりません。	最大 5回

※本専門家派遣の各メニューは下記事業として実施いたします。
メニュー1：働きやすい職場環境づくり推進事業／メニュー2：ライフイベントと仕事の両立へのスキルアップ等応援事業／メニュー3：中小企業の従業員処遇改善応援事業／メニュー4：フリーランス就業環境整備支援事業

取組メニュー
1つから選択できます！



募集期間 令和6年 4/1 MON → 令和7年 1/31 FRI 消印有効

派遣期間 派遣を決定してから令和7年3月31日(月)まで

※上記期間中であっても、申請数が予定件数に達した際には受付を締め切らせていただきます。
※1回の申請で複数の取組メニューを選択いただくことができます。
※過年度に利用した取組メニュー・項目についても、再度お申込みいただくことが可能です。
※上記期間中、別の取組メニュー・項目であれば、複数回お申込みいただくことも可能です。
(同年度内に、同一の取組項目を複数回申し込むことはできません。)

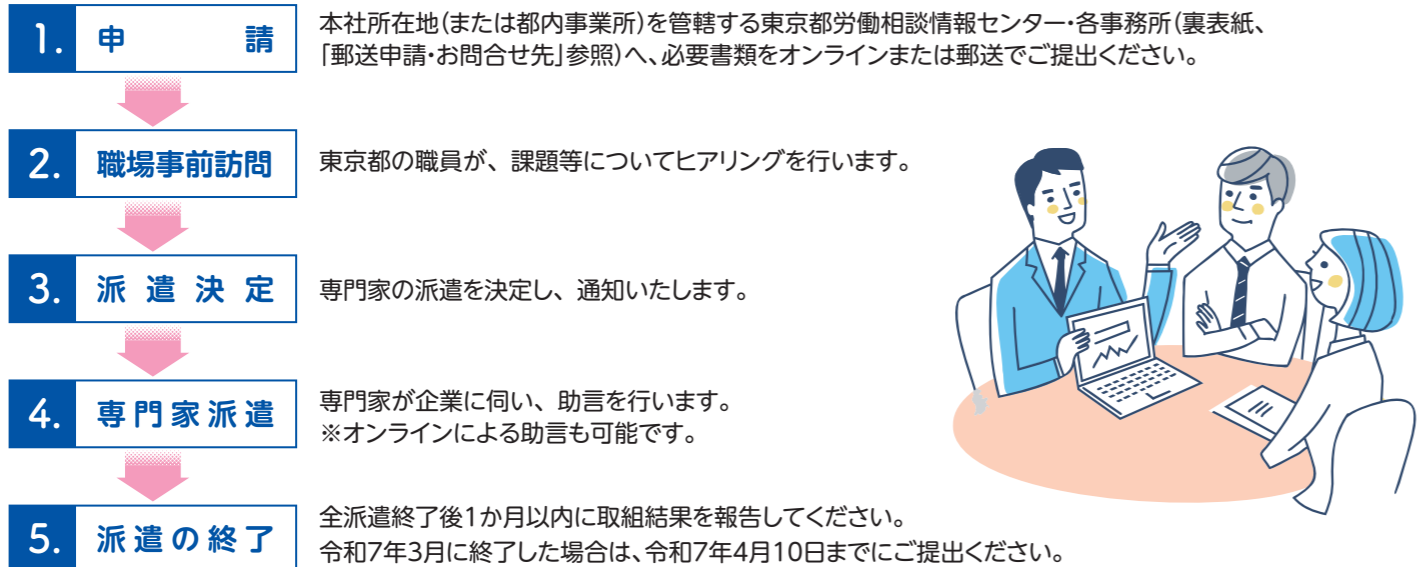
派遣回数 各取組メニューに対して最大5回
(4つのメニューを選択すると、合計最大20回派遣を実施できます)

申請方法 オンラインまたは郵送
※詳しくは裏表紙をご参照ください。

1回あたりの派遣時間 原則30分以上2時間以内



専門家派遣の流れ



※事前訪問から専門家派遣までは、おおむね1か月程度かかります。
(応募状況によってはそれ以上かかる場合もありますのでご了承ください。)
※提出された書類は返却いたしませんので、ご了承ください。



こんなお悩みはありませんか
専門家と一緒に解決しましょう！！

ご利用についてのQ&A

- Q 本当に無料ですか？**
A 企業様の負担は一切ありません。専門家への支払いは東京都が行います。
- Q 申請にはどのような書類が必要ですか？**
A 申請に必要な書類は「申請書」と「働きやすい職場環境づくり推進取組計画」の2枚です。(様式はHPからダウンロードできます。) オンライン申請の場合は、裏表紙、「申請方法：オンライン申請」をご確認ください。
- Q 「職場事前訪問」では何をしますのですか？**
A 申請内容の確認や、企業様の現状の雇用環境について簡単な質問をさせていただきます。特にご用意いただくものではありません。
- Q 専門家にすべてお任せできるのでしょうか？**
A 専門家に一任はできません。専門家の方のアドバイスをもとに、企業の方に主体的に取り組んでいただきます。
※規定作成や申請等の代行はいたしません。
- Q 国や都の助成金等の申請について助言をしてもらうことはできますか？**
A 申請先を問わず、助成金・奨励金等の申請に関わる助言等はお受けできません。また、東京都働きやすい職場環境づくり推進奨励金等を同時期に利用している(予定含む)場合、奨励金等の事業の内容と、当専門家派遣の取組計画の内容が重複すると認められる場合は、対象外となります。
▶詳しくは「TOKYO はたらくネット」をご確認ください。
- Q 顧問の先生がいますが、その方を指名できますか？**
A 顧問の先生や、顧問契約は結んでいないけれどもお付き合いのある先生などをご指名いただくことが可能です。ただし、東京都社会保険労務士会または一般社団法人東京都中小企業診断士協会の会員である先生に限ります。顧問の先生を指名する場合は、取り組む内容が顧問契約業務に含まれているとお受けできませんので、ご注意ください。
※顧問契約書の写しをご提出ください。
※申請前に、直接申請企業が顧問の先生の内諾をお取りください。
- Q オンラインで助言を受けることはできますか？**
A オンラインでの助言にも対応しております。詳細はお問い合わせください。

取組事例



取組メニュー1 働きやすい職場環境づくりに関すること

ア 育児と仕事の両立推進に関すること

- 男性社員が育児休業を取りやすくなるような取り組みを始めたい。
- 育児中の社員に、子連れ出勤の導入を検討している。



ウ 病気治療と仕事の両立推進に関すること

- 病気治療中の社員が働き続けられる環境を整えたい。
- 不妊治療休暇制度や、病気治療経費の補助制度の導入を検討している。

エ 非正規労働者の雇用環境の改善に関すること

- パートタイマー用の就業規則を整備したい。
- 無期転換ルールについて知りたい。
- 正社員転換制度の導入を考えている。

イ 介護と仕事の両立推進に関すること

- 育児・介護休業規程を見直したい。
- 介護休業を取得中の社員に、介護に係る経費の補助を検討している。



オ 働き方・休み方の改善に関すること

- 在宅勤務やテレワーク制度を取り入れたい。
- 残業時間の削減・年次有給休暇の取得促進のためのアドバイスが欲しい。
- 部下の労働時間をきちんと把握し、管理していきたい。



カ 職場におけるハラスメントの防止対策に関すること

- 職場のハラスメントを防止するため、規程を作りたい。
- ハラスメント防止のための社内研修を実施したいので、アドバイスが欲しい。



キ その他雇用環境整備の推進に関すること

- 就業規則の見直しを行いたい。
- ストレスチェック制度について知りたい。



取組メニュー2 スキルアップ・ライフプランニングの支援制度に関すること (原則、育児等を行う社員が対象に含まれていることが要件です。)

- スキルアップのための休暇や経費補助を検討している。
- 社員のライフイベントに合わせた支援制度や体制について知りたい。



取組メニュー3 賃金制度・賃上げに関すること

- 人事考課制度や賃金制度について見直したい。
- 賃上げの手法や事例を知りたい。



取組メニュー4 フリーランスの就業環境の整備に関すること

- 発注者として、フリーランスの育児介護等との両立やハラスメント防止対策に必要な相談体制や規定について知りたい。



※フリーランスの方からの相談は受け付けておりません。

フリーランスと取引をする事業主様へ
フリーランス・事業者間取引適正化等法が制定されました!
(令和5年5月公布・令和6年秋ごろまでに施行予定)

発注事業者には、フリーランスの方の就業環境の整備を図ることが義務付けられます。就業規則等の見直しを今のうちに!